

# 特許協力条約

P C T

特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第二章）

（法第12条、法施行規則第56条）  
〔P C T36条及びP C T規則70〕

出願人又は代理人 の書類記号 G070128	今後の手続きについては、様式P C T / I P E A / 4 1 6を参照すること。	
国際出願番号 P C T / J P 2 0 0 7 / 0 7 2 1 7 5	国際出願日 (日.月.年) 15. 11. 2007	優先日 (日.月.年) 17. 11. 2006
国際特許分類 (I P C) Int.Cl. G01G13/06(2006.01) i		
出願人 (氏名又は名称) 株式会社松井製作所		

<p>1. この報告書は、P C T35条に基づきこの国際予備審査機関で作成された国際予備審査報告である。 法施行規則第57条 (P C T36条)の規定に従い送付する。</p> <p>2. この国際予備審査報告は、この表紙を含めて全部で 3 ページからなる。</p> <p>3. この報告には次の附属物件も添付されている。</p> <p>a. <input checked="" type="checkbox"/> 附属書類は全部で 1 ページである。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 補正されて、この報告の基礎とされた及び/又はこの国際予備審査機関が認めた訂正を含む明細書、請求の範囲及び/又は図面の用紙 (P C T規則70.16及び実施細則第607号参照)</p> <p><input type="checkbox"/> 第I欄4.及び補充欄に示したように、出願時における国際出願の開示の範囲を超えた補正を含むものこの国際予備審査機関が認定した差替え用紙</p> <p>b. <input type="checkbox"/> 配列表に関する補充欄に示され、電子形式のみで提出された、配列表又は配列表に関連するテーブルを含む電子媒体は全部で _____ (電子媒体の種類、数を示す)。 (実施細則第802号参照)</p> <p>4. この国際予備審査報告は、次の内容を含む。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 国際予備審査報告の基礎</p> <p><input type="checkbox"/> 第II欄 優先権</p> <p><input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての国際予備審査報告の不作成</p> <p><input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 P C T35条(2)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明</p> <p><input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献</p> <p><input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の不備</p> <p><input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願に対する意見</p>
--

国際予備審査の請求書を受理した日 08. 09. 2008	国際予備審査報告を作成した日 28. 01. 2009	
名称及びあて先 日本国特許庁 (I P E A / J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 榮永 雅夫	2 F 8706
	電話番号 03-3581-1101	内線 3216

## 第 I 欄 報告の基礎

1. 言語に関し、この予備審査報告は以下のものを基礎とした。

- 出願時の言語による国際出願
- 出願時の言語から次の目的のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
  - 国際調査（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）
  - 国際公開（PCT規則12.4(a)）
  - 国際予備審査（PCT規則55.2(a)又は55.3(a)）

2. この報告は下記の出願書類を基礎とした。（法第6条（PCT14条）の規定に基づく命令にตอบสนองするために提出された差替え用紙は、この報告において「出願時」とし、この報告に添付していない。）

出願時の国際出願書類

明細書

第 1-12 \_\_\_\_\_ ページ、出願時に提出されたもの  
 第 \_\_\_\_\_ ページ\*、 \_\_\_\_\_ 付けで国際予備審査機関が受理したもの  
 第 \_\_\_\_\_ ページ\*、 \_\_\_\_\_ 付けで国際予備審査機関が受理したもの

請求の範囲

第 2-4 \_\_\_\_\_ 項、出願時に提出されたもの  
 第 \_\_\_\_\_ 項\*、PCT 19条の規定に基づき補正されたもの  
 第 1 \_\_\_\_\_ 項\*、2008.09.08 付けで国際予備審査機関が受理したもの  
 第 \_\_\_\_\_ 項\*、 \_\_\_\_\_ 付けで国際予備審査機関が受理したもの

図面

第 1-6 \_\_\_\_\_ ページ/図、出願時に提出されたもの  
 第 \_\_\_\_\_ ページ/図\*、 \_\_\_\_\_ 付けで国際予備審査機関が受理したもの  
 第 \_\_\_\_\_ ページ/図\*、 \_\_\_\_\_ 付けで国際予備審査機関が受理したもの

配列表又は関連するテーブル

配列表に関する補充欄を参照すること。

3.  補正により、下記の書類が削除された。

- 明細書 第 \_\_\_\_\_ ページ
- 請求の範囲 第 \_\_\_\_\_ 項
- 図面 第 \_\_\_\_\_ ページ/図
- 配列表（具体的に記載すること） \_\_\_\_\_
- 配列表に関連するテーブル（具体的に記載すること） \_\_\_\_\_

4.  この報告は、補充欄に示したように、この報告に添付されかつ以下に示した補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められるので、その補正がされなかったものとして作成した。（PCT規則 70.2(c)）

- 明細書 第 \_\_\_\_\_ ページ
- 請求の範囲 第 \_\_\_\_\_ 項
- 図面 第 \_\_\_\_\_ ページ/図
- 配列表（具体的に記載すること） \_\_\_\_\_
- 配列表に関連するテーブル（具体的に記載すること） \_\_\_\_\_

5.  この報告は、PCT規則 91 の規定により国際予備審査機関が認めた又は国際予備審査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則 70.2(e)）。

\* 4. に該当する場合、その用紙に“superseded”と記入されることがある。

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての法第 12 条（P C T 35 条 (2)）に定める見解、  
それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求の範囲 <u>1 - 4</u>	有
	請求の範囲 _____	無
進歩性 (I S)	請求の範囲 _____	有
	請求の範囲 <u>1 - 4</u>	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求の範囲 <u>1 - 4</u>	有
	請求の範囲 _____	無

2. 文献及び説明 (P C T 規則 70.7)

文献 1 : JP 60-82818 A (三菱化成工業株式会社) 1985. 05. 11, 全文、全図  
文献 2 : JP 63-279120 A (鎌長製衡株式会社) 1988. 11. 16, 全文、全図  
文献 3 : JP 3-248024 A (大和製衡株式会社) 1991. 11. 06, 全文、全図

請求の範囲 1 - 4 に係る発明は国際調査報告で引用された文献 1 - 3 により進歩性を有しない。

上記文献 1 - 3 には、各段階における不安定時間と目標計量時間との関係は記載されていないが、各段階における不安定時間の時間値を各段階における目標計量時間の下限値とすることは当業者にとって容易である。

請求の範囲 4 に係る発明については、実計量時間と目標計量時間との差に応じて異なる補正を行うことは当業者が適宜なし得ることである。

### 請求の範囲

- [1] (補正後)ホップの材料排出口より材料を計量器に供給することによって、材料を一定量ずつ計量する材料計量システムにおいて、段階ごとに供給質量切替値を設け、質量計測手段を設けた計量器で計量した質量が該供給質量切替値に到達するごとに次段階に移行して、単位時間あたりの材料落下量を段階的に減少させながら1バッチの材料を計量する多段階計量を実施し、その1バッチ計量の終了後に、上記各供給質量切替値を補正することによって、次に計量する1バッチの全体計量時間を短縮するようにした材料の計量システムであつて、
- 最初の段階を除く上記各段階の計量時間には、前段階からの移行後の単位間あたりの落下量が安定していない不安定時間を含み、その不安定時間の時間値を目標下限値とした各段階の目標計量時間が記憶部に準備されており、
- 上記各段階の計量における実計量時間を計測する計量時間計測手段と、
- 1バッチ計量が終了した後に、上記目標計量時間と上記実計量時間とをもとに、最初の段階を除く上記段階ごとの供給質量切替値を補正する設定値補正手段とを備えていることを特徴とする材料計量システム。
- [2] 請求項1において、
- 上記多段階計量は、材料を貯留したホップの材料排出口の開口度合いを絞り制御することによって、単位時間当たりの材料落下量を減少させていることを特徴とする材料計量システム。
- [3] 請求項1または2において、
- 上記設定値補正手段は、複数回の補正により上記各段階の供給質量切替値を最適化することを特徴とする材料計量システム。
- [4] 請求項1～3のいずれかにおいて、
- 上記設定値補正手段は、上記実計量時間と上記目標計量時間との差を基準とした標準補正と、上記実計量時間が上記目標計量時間と所定の閾値以上に乖離した場合における上記標準補正よりも大きい補正とのうちいずれかを実行できるようにしていることを特徴とする材料計量システム。